（証券コード 4186）
平成27年６月３日

株　主　各　位

川崎市中原区中丸子150番地
東京応化工業株式会社
取締役社長　阿久津　郁夫

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成27年６月24日（水曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
　78頁から79頁までに記載の「インターネット等による議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 ５階第一会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項
１．第85期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第85期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tok.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、中国経済の成長率に鈍化が見られたものの、米国での景気回復の継続やユーロ圏における景気の持直しなど、総じて緩やかな回復基調を維持しました。また、日本経済は、消費税率引上げに伴い、個人消費に冷込みが見られましたが、好調な企業業績を背景に雇用・所得環境の改善が進むなど、景気回復の動きが広がりました。

当社グループ製品の主な需要先でありますエレクトロニクス業界におきましては、パソコン需要の落込みが和らいだことに加え、スマートフォンやタブレット端末等の需要は引き続き拡大したことから、総じて堅調に推移しました。

このような情勢の下、当社グループは、「tok中期計画2015」に掲げた全社戦略である「各地域ユーザーに対する密着戦略」、「事業ポートフォリオの変革」および「グローバル人材の開発」の推進に総力をあげて取り組んでまいりました。

まず、韓国のグループ会社では、半導体製造用の先端材料であるエキシマレーザー用フォトレジストの量産を開始したほか、研究開発拠点の現地化によりユーザーに密着した迅速なサポートを提供し、ユーザーニーズを的確に捉えることで、さらなる拡販体制の基盤を構築するなど、着実な成果をあげてまいりました。また、高度な品質が求められる最先端の微細化プロセスに対応した生産設備、検査装置等の導入を国内外の生産拠点において進めるなど、積極的な設備投資を実施いたしました。さらに、産学官と連携を図り、新たな事業の柱となる製品の研究開発に尽力するとともに、グローバルに活躍できる人材の創出・育成に向けた教育プログラムを着実に進めたほか、高付加価値製品の拡販や最先端微細加工技術の開発にも注力いたしました。

加えて、コーポレートガバナンスの強化に向け、国内外の各拠点における強固な情報管理、危機管理の体制構築に引き続き努めたほか、コンプライアンス体制の充実を図るなど、経営全般にわたる諸施策を講じてまいりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、880億86百万円（前年度比17.0%増）となりました。利益面におきましては、高付加価値製品の拡販や円安の恩恵を受け、営業利益は132億53百万円（同32.2%増）、経常利益は144億43百万円（同17.7%増）、当期純利益は88億18百万円（同16.8%増）となり、いずれも過去最高益を更新することができました。

事業別売上の概況は、次のとおりであります。

【材料事業】
〔エレクトロニクス機能材料部門〕
半導体用フォトレジストは、スマートフォンやタブレット端末等の需要拡大に加え、車載向けや産業用電子機器向けなど、半導体搭載製品の市場拡大を背景として、売上は好調に推移いたしました。一方、液晶ディスプレイ用フォトレジストでは、高精細ディスプレイ向け製品および汎用製品ともに、ユーザー需要環境の変化や製品価格下落の影響を受け、売上は減少いたしました。また、高密度実装材料は、アジア、北米地域を中心とした営業活動が奏功し、半導体パッケージ用フォトレジストおよびMEMS（微小電気機械システム）用フォトレジストの販売が増加したことから、売上を大きく伸ばすことができました。
この結果、当部門の売上高は498億18百万円（前年度比15.2%増）となりました。
〔高純度化学薬品部門〕
半導体用フォトレジスト付属薬品は、ユーザーニーズに対応した高品質な製品が、好調な半導体市場の需要拡大を捉え、アジア地域を中心に売上は大きく増加いたしました。また、液晶テレビの需要が回復基調にあり、液晶ディスプレイ用フォトレジスト付属薬品も、アジア地域を中心に販売が堅調に推移し、売上は増加いたしました。
この結果、当部門の売上高は348億44百万円（同19.4%増）となりました。
以上の結果、材料事業の売上高は、846億11百万円（同16.1%増）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
材料事業 売 上 高	72,866百万円	84,611百万円	11,744百万円増	16.1%増

【装置事業】
〔プロセス機器部門〕
シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン®」は、三次元実装市場の立上がり遅延や出荷済み製品の検収遅延等の影響を受けたものの、ユーザーニーズを的確に捉え、高い評価を得ている独自プロセス技術の優位性維持に努めるとともに、組織改編による販売力の強化や原価低減を推し進めるなど、競争力の強化に取り組んだ結果、受注・売上ともに増加いたしました。一方、液晶パネル製造装置は、受注低迷の影響を受け、売上が減少いたしました。
この結果、装置事業の内部取引を除いた売上高は、34億75百万円（前年度比44.7%増）となりました。

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
装置事業 売 上 高	2,402百万円	3,475百万円	1,072百万円増	44.7%増

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は72億76百万円であり、事業別の設備投資につきましては、次のとおりであります。

① 材料事業

アジア地域におけるエレクトロニクス機能材料の製造設備の新設および検査装置の導入を中心に68億64百万円の設備投資を実施いたしました。

② 装置事業

当社湘南事業所における研究開発投資を中心に３億41百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 全社（共通）

設備の老朽化に対する改修に70百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済の見通しにつきましては、米国やユーロ圏における景気の回復基調は継続していくものと考えられますが、不安定な原油価格の動向や中国経済の成長率鈍化、また、諸外国における地政学的リスクの顕在化等、不確実性の高い状況が続くものと予想されます。一方、日本経済を取り巻く環境は、個人消費の低迷が懸念されるものの、企業業績が拡大する中で、雇用・所得環境の改善や設備投資の持直しが見込まれるなど、緩やかな景気回復基調の持続が期待されております。

このような情勢の下、当社グループは、「tok中期計画2015」の最終年度として、その全社戦略に基づき、引き続き収益性の高い製品の売上拡大を目指すとともに、将来において当社グループの柱となる新規事業の創出を強力に推し進めてまいります。

その実現のため、既存事業領域におきましては、まず、材料事業では、半導体製造における高度な微細加工技術に対応する高品質な製品を提供するほか、開発・製造・販売を一貫して行う韓国のグループ会社を活用し、アジア地域における競争力の強化を図るなど、半導体市場の需要拡大に対応した体制構築に継続的に取り組んでまいります。また、高精細化が求められる液晶ディスプレイ用フォトレジストの収益向上や需要の伸長が見込まれる高密度実装材料の拡販を推進してまいります。さらに、装置事業では、今後の拡大が期待される三次元実装市場での技術優位性を活かし、シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン®」の拡販に注力するとともに、一層の原価低減と販売力の強化を図り、収益力の向上に努めてまいります。

新規事業領域におきましては、今後の市場拡大が見込まれ、持続的成長が期待される「再生可能エネルギー」、「オプトエレクトロニクス」および「蓄電材料」等の分野における製品の早期上市に向けて、革新的な研究開発に取り組んでまいります。

また、グローバルに活躍できる人材の創出・育成をさらに推し進め、企業力の強化を図ってまいります。

加えて、多様化する市場環境に柔軟に対応できる競争力のある経営基盤を確立する一方、企業の社会的責任（CSR）を重視するバランスのとれた経営が不可欠との認識の下、本年６月より適用される「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則も踏まえた適切な対応を取ることにより、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための経営体制の充実を図ってまいります。また、企業経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処できるコンプライアンス、危機管理および情報管理体制を強化するなど、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 82 期 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日	第 83 期 自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日	第 84 期 自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日	第 85 期 (当連結会計年度) 自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日
売　上　高(百万円)	80,037	72,919	75,269	88,086
営 業 利 益(百万円)	6,102	7,872	10,025	13,253
経 常 利 益(百万円)	6,836	8,617	12,269	14,443
当 期 純 利 益(百万円)	3,818	5,443	7,549	8,818
１株当たり当期純利益	84円86銭	121円69銭	168円54銭	196円61銭
純　資　産(百万円)	119,590	127,838	139,962	151,999
総　資　産(百万円)	138,767	145,664	155,859	174,863

(注) １．第82期第２四半期より、従来、営業外収益に含めて表示しておりました受取技術料を売上高に含めて表示することに変更いたしました。これにより、第83期、第84期および当連結会計年度では第１四半期より受取技術料を売上高に含めて表示しておりますため、第82期につきましても当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

２．第83期につきましては、装置事業の売上減少により、第82期に比べ売上高は減少いたしました。一方、利益面におきましては、高付加価値製品の販売増加により、営業利益、経常利益および当期純利益は増加いたしました。

３．第84期につきましては、アジア地域を中心に材料事業の高付加価値製品等の売上が好調に推移したことにより、第83期に比べ売上高、営業利益、経常利益および当期純利益は増加いたしました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成27年３月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.	2,000万米ドル	100%	フォトレジスト・フォトレジスト付属薬品等の製造および販売
台湾東應化股份有限公司	7,050万台湾ドル	70%	フォトレジスト付属薬品の製造および販売ならびにフォトレジストの販売
Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V.	80万ユーロ	100%	フォトレジスト・フォトレジスト付属薬品等の販売
TOK尖端材料株式会社	900億韓国ウォン	90%	フォトレジストの開発、製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の販売

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループが製造および販売する主要製品は、次のとおりであります。

① 材料事業

部門	主要製品	主な用途
エレクトロニクス機能材料	フォトレジスト 被膜形成用塗布液	半導体・液晶ディスプレイ・電子部品・太陽電池製造用
高純度化学薬品	フォトレジスト付属薬品 無機化学品 有機化学品	半導体・液晶ディスプレイ・電子部品・化粧品・電池製造用および化学品

② 装置事業

部門	主要製品	主な用途
プロセス機器	貼付・分離装置 塗布・現像装置 薬液自動供給装置	半導体・液晶ディスプレイ製造用

(8) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	神奈川県川崎市	熊谷工場	埼玉県熊谷市
相模事業所	神奈川県高座郡	御殿場工場	静岡県御殿場市
湘南事業所	神奈川県高座郡	阿蘇工場	熊本県阿蘇市
郡山工場	福島県郡山市	流通センター	神奈川県海老名市
宇都宮工場	栃木県宇都宮市		

② 子会社

(ｲ) 国 内

名称	所在地
熊谷応化株式会社	埼玉県熊谷市
ティーオーケーエンジニアリング株式会社	神奈川県川崎市
ティーオーケーテクノサービス株式会社	神奈川県高座郡
オーカサービス株式会社	神奈川県川崎市

(ﾛ) 海 外

名称	所在地
TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.	米国
台湾東應化股份有限公司	台湾
長春應化(常熟)有限公司	中国
Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V.	オランダ
TOK尖端材料株式会社	韓国

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
材料事業	1,353名	42名増
装置事業	76	９名減
全社（共通）	111	２名増
合計	1,540	35名増

（注）使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者（12名）および嘱託者（65名）を含めておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,193名	８名減	42.0歳	19.5年

（注）使用人数には、当社から当社外への出向者（88名）および嘱託者（62名）を含めず、当社外から当社への出向者（３名）を含めております。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　197,000,000株

(2) 発行済株式の総数　46,600,000株（自己株式1,598,326株を含む）

(3) 株主数　6,257名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 2,029	% 4.51
明治安田生命保険相互会社	1,826	4.06
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	1,494	3.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,402	3.12
CBNY-EDGEPOINT GLOBAL PORTFOLIO	1,267	2.82
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,207	2.68
株式会社横浜銀行	1,026	2.28
公益財団法人東京応化科学技術振興財団	984	2.19
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	953	2.12
MSIP CLIENT SECURITIES	915	2.03

（注）１．当社は、自己株式を1,598千株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
２．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数（45,001,674株）を基準に算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において、次のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

取得株式の種類　当社普通株式
取得株式の数　1,750,000株（上限）
取得価額の総額　70億円（上限）
取得期間　平成27年５月11日から平成27年９月10日まで

② 自己株式の消却

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において、次のとおり自己株式を消却することを決議いたしました。

消却株式の種類　当社普通株式
消却株式の数　1,500,000株
消却予定日　平成27年９月16日

③　従業員持株ESOP信託

当社は、平成24年１月11日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランでは、「東京応化社員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）が、５年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を、新たに設定された信託が予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

本プランにより当該信託が取得する株式につきましては、当社の会計処理においては、その取得および売却を自己株式の増加または減少として連結計算書類および計算書類に反映させることとなりますが、当社が取得したものではないため、本項における自己株式の数には含めておりません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

保有者	名　称 （発行年月日）	保有者数	保有数	目的となる株式の種類および数	１株当たりの行使価額	権利行使期間
		名	個		円	
取締役（社外取締役を除く）	第１回新株予約権（平成25年１月10日）	6	510	当社普通株式 51,000株	1,759	平成28年６月１日から平成31年５月31日まで
	第２回新株予約権（平成26年８月５日）	6	183	当社普通株式 18,300株	1	平成26年８月６日から平成56年８月５日まで

（注）上記には、執行役員分として交付した新株予約権を含めております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

交付対象者	名　称 （発行年月日）	交付者数	交付数	目的となる株式の種類および数	１株当たりの行使価額	権利行使期間
		名	個		円	
当社執行役員	第２回新株予約権（平成26年８月５日）	7	132	当社普通株式 13,200株	1	平成26年８月６日から平成56年８月５日まで

（注）上記は、当社の取締役を兼務していない執行役員に交付した新株予約権であります。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	阿久津郁夫	執行役員社長	
取締役	岩崎光文	専務執行役員 営業本部長	TOK尖端材料株式会社 代表理事社長
取締役	駒野博司	執行役員 新事業開発室長	
取締役	佐藤晴俊	執行役員 開発本部長	
取締役	岩佐　純	執行役員 材料事業本部長	熊谷応化株式会社 代表取締役取締役社長 TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役 台湾東應化股份有限公司 董事
取締役	水木國雄	執行役員 総務本部長	オーカサービス株式会社 取締役
取締役	栗本弘嗣		オイレス工業株式会社 取締役相談役
常勤監査役	田澤賢二		
監査役	室　幸夫		菱信ディーシーカード株式会社 代表取締役取締役社長
監査役	新保誠一		
監査役	米田克巳		

（注）１．当事業年度中の取締役の異動

(1) 平成26年６月26日開催の第84回定時株主総会において、栗本弘嗣氏は、新たに取締役に選任され就任いたしました。

(2) 平成26年６月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、取締役牧野二郎氏は、任期満了により退任いたしました。

(3) 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更は、次のとおりであります。

氏　　名	変　更　前	変　更　後	変更年月日
栗本弘嗣	取締役 (オイレス工業株式会社 代表取締役取締役会長)	取締役 (オイレス工業株式会社 取締役相談役)	平成26年６月27日

2．取締役栗本弘嗣氏は、社外取締役であります。
3．監査役室　幸夫、監査役新保誠一および監査役米田克巳の各氏は、社外監査役であります。
4．当社は、取締役栗本弘嗣、監査役室　幸夫、監査役新保誠一および監査役米田克巳の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考)
当事業年度末現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

常務執行役員	(経理本部長)	柴村洋一
常務執行役員	(経営企画室長)	萩原嘉男
執行役員	(営業本部副本部長)	柴垣篤郎
執行役員	(プロセス機器事業本部長)	藤下　一
執行役員	(TOK尖端材料株式会社 代表理事副社長)	張　俊
執行役員	(営業本部副本部長)	山田敬一
執行役員	(材料事業本部副本部長)	徳竹信生
執行役員	(開発本部副本部長)	佐藤和史

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	8名	199百万円
監査役	4	48
合　　計	12	248

(注) 1．上記には、第84回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役）１名を含めております。
2．取締役の支給額には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬等を含めておりません。
3．取締役の支給額には、取締役７名（うち、社外取締役１名）に対する当事業年度の役員賞与引当金繰入額19百万円を含めております。
4．取締役の支給額には、社外取締役を除く取締役６名に対するストックオプション報酬として割り当てた新株予約権の当事業年度の費用計上額17百万円を含めております。
5．上記の支給額のうち、社外取締役２名および社外監査役３名の報酬等の総額は35百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	栗本弘嗣	オイレス工業株式会社 取締役相談役	特別の関係はありません。
監査役	室　幸夫	菱信ディーシーカード株式会社 代表取締役 取締役社長	特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	栗本弘嗣	平成26年６月26日就任以降開催の取締役会11回の全て（出席率100%）に出席し、主に上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜議案の審議に必要な発言を行いました。
監査役	室　幸夫	当事業年度開催の取締役会15回の全て（出席率 100%）に、また、監査役会15回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験ならびに監査役としての経験と、経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監査役	新保誠一	当事業年度開催の取締役会15回の全て（出席率 100%）に、また、監査役会15回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。
監査役	米田克巳	当事業年度開催の取締役会15回の全て（出席率 100%）に、また、監査役会15回の全て（出席率 100%）にそれぞれ出席し、主に金融機関等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、適宜意見の表明および質問を行いました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役栗本弘嗣、監査役室　幸夫、監査役新保誠一および監査役米田克巳の各氏と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	百万円 52
②　当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
２．当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、決算早期化に関する指導・助言業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人の解任または不再任の決定の方針は、次のとおりであります。

当社は、会計監査人が業務停止処分を受けるなど、その職務の執行に支障を来す場合、会社法第340条第１項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められ、かつ改善が見込まれない場合、またはその他当社都合による場合において、取締役会または監査役会が当該事実に基づき検討を行った結果、解任または不再任が妥当と判断したときは、次のいずれかの方法により当該会計監査人を解任または不再任とすることを決定する。

① 取締役会が、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づき、株主総会において当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を付議する。

② 監査役会が、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任する。ただし、当該会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由のいずれかに該当する場合に限る。なお、この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告する。

（注）上記は、当事業年度末日時点の方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役会が決定することとなりましたので、これに即して、平成27年５月８日開催の監査役会において、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を決議しております。

６．会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につきまして、取締役会において次のとおり決議しております。

【当社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

① 「コンプライアンス行動基準」を制定し、役職員が法令、定款、社内規程等を遵守する体制を構築する。

② 取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、法令・行動基準違反等への対応を図る。

③ 法令・行動基準違反等の事実の早期発見・解決を図るため、監査役ルートおよび社外ルートを含めた内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。

④ 取締役の職務執行の適法性を確保するため、当社と利害関係のない社外取締役を置く。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制の整備・充実を図る。

⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。

【当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

① 「文書整理保存規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を適切に保存し、管理する。

② 取締役および監査役はこれらの書類を常時閲覧できるものとする。

【当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

「危機管理規程」を制定し、取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置するとともに、その下に危機管理事務局を設置するほか、グループのコンティンジェンシー・プランである業務継続計画を策定し、平時における危機（リスク）の事前予知、予防措置・未然防止策の確立および社内への徹底ならびに緊急事態発生時の迅速・的確な対応を図る。

【当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

① 中期計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化する。

② 執行役員制度を導入し、経営意思決定・経営監督および業務執行の各機能の強化と責任の明確化を図る。

③ 「取締役会規程」等を制定し、取締役の職務執行ルールを明示するとともに、「執行役員会規程」、「職務権限規程」等の厳正な運用に努め、取締役会における意思決定の効率的な執行を担保する。

④ 取締役の任期を１年とし、経営責任を明確化する。

【当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制】

(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

「子会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社役員への定期的な報告を義務付けるとともに、子会社における経営判断上重要な一定の事項については、当社の指導・承認を得ることとしている。また、必要に応じて子会社管理の担当部署が報告内容等を確認する。

(子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

① 不測の事態や危機の発生時にグループの事業の継続を図るため、業務継続計画を子会社の役職員にも周知する。

② 「危機管理規程」に基づき、子会社に対し、事業を継続させるための組織および活動について指導する。また、海外子会社においては、現地特有のリスクに配慮しつつ、指導を行う。

(子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

① グループ中期計画を策定し、当該中期計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算等を定めるとともに、定期的に当社および子会社においてグループの経営方針等を共有する体制を構築する。

② グループにおける権限および意思決定プロセスを定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

③ 子会社担当役員を置くとともに、子会社管理の担当部署を設置する。

(子会社の取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

① 子会社に対し各社の「コンプライアンス行動基準」を制定させるとともに、すべての役職員に周知徹底を図らせることにより、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。

② 子会社の役職員が通報を行うことができる内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。

③ 当社のコンプライアンス委員会において定期的に子会社におけるコンプライアンス上の問題を確認し、報告を受ける体制を構築する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、当社から子会社に対し指導・教育を行う。

(その他)

監査室は子会社からの報告を基に、グループにおける内部統制評価を行い、その結果を当社役員に対して報告する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、子会社に対して内部統制に関する指導を行う。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】

監査役の職務を補助すべき専任または兼任の使用人を適切に配置する。

【監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要な調査権限・情報収集権限を与えられる。また、当該使用人の人事異動および考課について、事前に監査役会の同意を得るとともに、当該使用人が監査役の指揮命令に従う体制を構築する。

【取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

① 監査役は執行役員会その他重要な会議に出席できるものとし、また、グループの役職員は次の事項を監査役に報告または提供する。

(イ) 会社に著しい損害を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるときは、当該事項

(ロ) 法令・定款等に違反するまたは不正な行為を発見したときは、当該行為の内容等

(ハ) 重要な意思決定に係る書類

(ニ) 監査室が実施した内部監査の結果

② 当社および子会社は、内部通報の状況を定期的に当社の監査役に報告するとともに、報告者が報告したことを理由に不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。

【監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項】

監査役の職務の執行について生ずる費用等を円滑に支弁するため、各事業年度において予算を確保する。また、有事・緊急時など監査役が必要とする場合には、予算外の監査費用の前払・償還に応じる。

【その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

① 代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

② 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

一方、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された当社取締役会としての責務であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(ｲ) 企業価値向上への取組み

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値の持続的な確保・向上を図るため、景気変動や市況変化に影響されない安定した収益構造への転換を図る一方で、人材、設備、研究開発等への投資および他企業との積極的な事業提携等、経営資源を効果的に投入し、既存事業領域の深耕・拡大を図るとともに、新規事業領域の早期立上げを推進することにより、企業力の強化と持続的な収益力の向上につながる取組みを進めております。

(ﾛ) コーポレートガバナンスについて

当社は、創業以来の経営理念の下に掲げた「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンを実現することが、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーに共通する利益の実現ならびに企業価値の向上につながるものと確信しており、この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

こうした考えの下、当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を２年から１年に短縮する一方、独立性を有する社外取締役の選任や執行役員制度

の導入により経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るほか、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みやコンプライアンス対応、リスク管理対応をはじめとする内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

③　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「買収防衛策」といいます。）を導入しております。

買収防衛策におきましては、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるという大規模買付ルールを定めております。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができますが、その発動にあたりましては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会の勧告を最大限尊重するなど、判断の公平さを担保するための手続きを経る仕組みを設けております。

④　上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

(ｲ) 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みは、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させるために実施しておりますので、基本方針に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を毀損するものではないと考えております。また、コーポレートガバナンスの強化により取締役の経営責任の明確化等を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ﾛ) 上記③の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記③の取組みは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

● 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める３原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

● 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されたものであること

買収防衛策は、当社株式等の大規模な買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されたものであります。なお、買収防衛策の継続につきましては、平成24年６月27日開催の第82回定時株主総会においてご承認いただいております。

● 株主意思を重視するものであること

買収防衛策は、第82回定時株主総会においてご承認いただいたうえで継続されたものであります。また、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、買収防衛策は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、買収防衛策の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

● 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、買収防衛策の導入にあたり、当社株式等の大規模な買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

● 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

買収防衛策は、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

● デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

買収防衛策は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、買収防衛策は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を１年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、買収防衛策の継続、買収防衛策に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることとしているため、買収防衛策は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（ご参考）

買収防衛策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tok.co.jp/content/download/1822/22569/file/120523_1.pdf）をご覧ください。

なお、買収防衛策の有効期間は、平成27年６月25日開催の第85回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の終結の時までであることから、平成27年５月21日開催の当社取締役会において、買収防衛策を一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することにつき決定し、本総会にて議案を付議することといたしました。詳細につきましては、同日付で公表するとともに、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tok.co.jp/content/download/2637/40347/file/150521.pdf）に掲載しております。また、本総会に付議する議案の詳細につきましては、60頁から77頁までに記載の「第４号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」をご覧ください。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額		科目	金額	
（資産の部）			（負債の部）		
Ⅰ流動資産			Ⅰ流動負債		
１現金及び預金		53,967	１支払手形及び買掛金		9,797
２受取手形及び売掛金		19,422	２短期借入金		264
３有価証券		2,000	３未払金		2,943
４商品及び製品		5,342	４未払法人税等		2,176
５仕掛品		2,508	５繰延税金負債		40
６原材料及び貯蔵品		3,704	６前受金		14
７繰延税金資産		1,821	７賞与引当金		1,861
８その他		2,322	８役員賞与引当金		19
貸倒引当金		△35	９製品保証引当金		13
流動資産合計		91,054	10その他		2,164
Ⅱ固定資産			流動負債合計		19,295
１有形固定資産			Ⅱ固定負債		
(1)建物及び構築物	55,881		１長期借入金		549
減価償却累計額	38,538	17,343	２繰延税金負債		2,036
(2)機械装置及び運搬具	55,387		３役員退職慰労引当金		7
減価償却累計額	40,345	15,041	４退職給付に係る負債		134
(3)工具、器具及び備品	16,531		５資産除去債務		87
減価償却累計額	14,171	2,360	６その他		753
(4)土地		9,205	固定負債合計		3,569
(5)建設仮勘定		5,420	負債合計		22,864
有形固定資産合計		49,371	（純資産の部）		
２無形固定資産		934	Ⅰ株主資本		
３投資その他の資産			１資本金		14,640
(1)投資有価証券		11,597	２資本剰余金		15,207
(2)長期貸付金		6	３利益剰余金		109,500
(3)退職給付に係る資産		2,964	４自己株式		△3,183
(4)繰延税金資産		60	株主資本合計		136,165
(5)長期預金		18,000	Ⅱその他の包括利益累計額		
(6)その他		1,224	１その他有価証券評価差額金		3,877
貸倒引当金		△349	２為替換算調整勘定		5,813
投資その他の資産合計		33,503	３退職給付に係る調整累計額		1,590
固定資産合計		83,809	その他の包括利益累計額合計		11,281
			Ⅲ新株予約権		191
			Ⅳ少数株主持分		4,360
			純資産合計		151,999
資産合計		174,863	負債純資産合計		174,863

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
Ⅰ　売上高		88,086
Ⅱ　売上原価		55,101
売上総利益		32,984
Ⅲ　販売費及び一般管理費		19,731
営業利益		13,253
Ⅳ　営業外収益		
1　受取利息	96	
2　受取配当金	132	
3　為替差益	1,459	
4　その他	485	2,174
Ⅴ　営業外費用		
1　デリバティブ評価損	460	
2　租税公課	4	
3　新工場関連費用	496	
4　その他	21	983
経常利益		14,443
Ⅵ　特別利益		
1　固定資産売却益	28	
2　退職給付制度改定益	622	650
Ⅶ　特別損失		
1　減損損失	665	
2　固定資産除却損	114	
3　その他	12	792
税金等調整前当期純利益		14,301
法人税、住民税及び事業税	4,201	
法人税等調整額	663	4,865
少数株主損益調整前当期純利益		9,435
少数株主利益		617
当期純利益		8,818

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日期首残高	14,640	15,207	103,162	△3,280	129,730
会計方針の変更による累積的影響額			129		129
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,640	15,207	103,292	△3,280	129,860
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,610		△2,610
当期純利益			8,818		8,818
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分				99	99
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	6,208	96	6,305
平成27年３月31日期末残高	14,640	15,207	109,500	△3,183	136,165

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成26年４月１日期首残高	2,406	2,936	1,380	6,723	83	3,425	139,962
会計方針の変更による累積的影響額							129
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,406	2,936	1,380	6,723	83	3,425	140,092
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,610
当期純利益							8,818
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							99
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,471	2,877	210	4,558	108	934	5,601
連結会計年度中の変動額合計	1,471	2,877	210	4,558	108	934	11,906
平成27年３月31日期末残高	3,877	5,813	1,590	11,281	191	4,360	151,999

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……８社

連結子会社の名称……熊谷応化株式会社、ティーオーケーエンジニアリング株式会社、ティーオーケーテクノサービス株式会社、TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.、台湾東應化股份有限公司、長春應化（常熟）有限公司、Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V.、TOK尖端材料株式会社

(2) 非連結子会社の名称……オーカサービス株式会社

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の会社等の名称

関連会社……COTEM Co., Ltd.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の会社等の名称

非連結子会社……オーカサービス株式会社

関連会社……九州溶剤株式会社

（持分法を適用しない理由）

非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

決算日が異なる持分法適用会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

３．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうちTOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.、台湾東應化股份有限公司、長春應化（常熟）有限公司、Tokyo Ohka Kogyo Europe B.V.およびTOK尖端材料株式会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を採用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結に必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

(ｲ) 満期保有目的の債券

原価法によっております。

(ﾛ) その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

(ｲ) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の製品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ﾛ) 商品、原材料、仕掛品および貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の原材料および仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が10年から50年、機械装置及び運搬具ならびに工具、器具及び備品が３年から８年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済みプロセス機器製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づく無償修理費見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職金の取扱いに関する規程（内規）」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度は平成20年６月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同制度廃止に伴う打切り支給対象者であります取締役に対して同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は決算日の直物為替相場により、収益および費用は期中平均為替相場により、円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引等

ヘッジ対象……外貨建売上債権等

③ ヘッジ方針

為替変動によるリスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引等については、実需の範囲内で実施しており、振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の計上基準

退職給付に係る負債および退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、執行役員の退職給付に備えるため、「執行役員報酬に関する内規」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、執行役員退職金制度は平成20年６月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同日までの在任期間に対応する退職金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

③ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

５．追加情報

(1) 確定拠出年金制度への移行

当社は、平成26年４月１日に企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。本移行に伴う退職給付債務の減少による622百万円の特別利益を当連結会計年度に計上いたしました。

(2) 従業員持株ESOP信託

当社は、平成24年１月11日開催の取締役会決議により、当社の今後の成長を支える従業員の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより従業員の勤労意欲・経営参画意識を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

① 取引の概要

本プランでは、当社が「東京応化社員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託は５年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

当社株式の取得・処分については、当社と本信託は一体であるとする会計処理をしております。

従って、本信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

② 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度346百万円、当連結会計年度247百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度179千株、当連結会計年度127千株、期中平均株式数は、前連結会計年度211千株、当連結会計年度151千株であり、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

（会計方針の変更に関する注記）

１．退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」といいます。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」といいます。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が200百万円増加し、利益剰余金が129百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

２．従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を当連結会計年度より適用しておりますが、同実務対応報告第20項に基づき、適用初年度の期首より前に締結された当社「従業員持株ESOP信託」に係る会計処理については、同実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続しております。

なお、これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、当連結会計年度の１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益金額に与える影響はありません。

（連結損益計算書に関する注記）

１．減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位　百万円）

場　所	用　途	種　類	減損損失
神奈川県高座郡	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品等	222
熊本県阿蘇市	遊休資産	建物及び構築物、工具、器具及び備品	126
熊本県阿蘇市	遊休資産	建物及び構築物、工具、器具及び備品、土地	76
熊本県阿蘇市	遊休資産	建物及び構築物	12
米国	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品	227
合　計			665

当社グループは収支の把握を行っている管理会計上の事業区分にて資産のグルーピングを行っております。ただし、遊休資産（稼働率の低下により実質的遊休状態の資産も含みます。）については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。上記の資産については今後の使用の予定もなく遊休状態でありますので、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額665百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、売却見込価額または固定資産税評価額等に基づき算定し、土地以外の資産については処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断したため備忘価額をもって評価しております。

２．新工場関連費用

新工場関連費用は、TOK尖端材料株式会社の通常の操業度を著しく下回った期間中の非原価相当額を営業外費用に計上しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式　46,600,000株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種　類	配当金の総　額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	1,260	28	平成26年３月31日	平成26年６月27日
平成26年11月５日取締役会	普通株式	1,350	30	平成26年９月30日	平成26年12月１日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

①　配当金の総額　1,350,050,220円

②　１株当たり配当額　30円

③　基準日　平成27年３月31日

④　効力発生日　平成27年６月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3．新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式　23,625株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については自己資金で賄うことを原則としております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「取引先管理規程」に従い、債権管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、有価証券は短期間で決済される譲渡性預金であります。投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は実需の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2.をご参照ください。）。

（単位　百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊1）	時　価（＊1）	差　額
(1)　現金及び預金	53,967	53,967	―
(2)　受取手形及び売掛金	19,422	19,422	―
(3)　有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	2,000	2,000	―
② その他有価証券	10,766	10,766	―
(4)　長期預金	18,000	17,997	△2
(5)　支払手形及び買掛金	(9,797)	(9,797)	―
(6)　短期借入金	(264)	(264)	―
(7)　長期借入金	(549)	(549)	△0
(8)　デリバティブ取引（＊2）	(499)	(499)	―

（＊1）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

① 満期保有目的の債券

譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② その他有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

(単位　百万円)

区　分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	5,307	10,766	5,459
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
合　計	5,307	10,766	5,459

(4) 長期預金

長期預金の時価の算定は、満期日までの残存日数を一定の期間ごとに分類し、将来のキャッシュ・フローを新規に同様の預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、満期日までの残存日数を一定期間ごとに分類し、将来のキャッシュ・フローを新規に同様の借入を行った場合に想定される借入金利で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益は次のとおりであります。

(単位　百万円)

区　分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	台湾ドル	977	321	△24	△24
	韓国ウォン	5,400	4,800	△475	△475

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位　百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	3,913	—	(注)
	ユーロ	売掛金	202	—	(注)
	台湾ドル	売掛金	501	—	(注)

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金に含めて記載しております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位　百万円)

内　容	連結貸借対照表計上額
非上場株式	830

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位　百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,967	―	―	―
受取手形及び売掛金	19,422	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
譲渡性預金	2,000	―	―	―
長期預金	―	18,000	―	―
合　　計	75,389	18,000	―	―

（注）４．借入金について一定期間ごとの返済予定額の合計額

（単位　百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
短期借入金	264	―	―	―
長期借入金	―	549	―	―
合　　計	264	549	―	―

（退職給付に関する注記）

１．採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、主として積立型の確定給付制度および退職一時金制度を設けております。

当社は、平成26年４月１日に積立型の確定給付制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給します。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,786百万円
確定拠出年金制度への移行に伴う影響額	△2,236百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△200百万円
会計方針の変更等を反映した期首残高	13,348百万円
勤務費用	530百万円
利息費用	198百万円
数理計算上の差異の当期発生額	183百万円
退職給付の支払額	△370百万円
退職給付債務の期末残高	13,891百万円

（注）一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	11,487百万円
確定拠出年金制度への移行に伴う影響額	△1,453百万円
確定拠出年金制度を反映した期首残高	10,034百万円
期待運用収益	326百万円
数理計算上の差異の当期発生額	878百万円
事業主からの拠出額	642百万円
退職給付の支払額	△306百万円
年金資産の期末残高	11,575百万円

(3) 退職給付信託の期首残高と期末残高の調整表

退職給付信託の期首残高	5,101百万円
期待運用収益	25百万円
数理計算上の差異の当期発生額	18百万円
退職給付信託の期末残高	5,145百万円

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,790百万円
年金資産	△11,575百万円
退職給付信託	△5,145百万円
	△2,930百万円
非積立型制度の退職給付債務	100百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,829百万円
退職給付に係る負債	134百万円
退職給付に係る資産	△2,964百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,829百万円

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	530百万円
利息費用	198百万円
期待運用収益	△351百万円
数理計算上の差異の当期費用処理額	91百万円
過去勤務費用の当期費用処理額	△343百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	126百万円
確定拠出年金制度への移行に伴う損益	△622百万円

(注) 確定拠出年金制度への移行に伴う損益を特別利益に計上しております。また、簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△672百万円
数理計算上の差異	884百万円
合　　計	212百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	2,243百万円
未認識数理計算上の差異	95百万円
合　　計	2,339百万円

(8) 年金資産および退職給付信託に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38%
株式	37%
その他	25%
合　計	100%

② 退職給付信託の主な内訳

退職給付信託合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	99%
その他	1%
合　計	100%

③ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産および退職給付信託の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産および退職給付信託の配分と、年金資産および退職給付信託を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

割引率	主として1.50%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金制度	3.25%
退職給付信託	0.50%

3．確定拠出制度

当社および連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度154百万円であります。

4．その他の退職給付に関する事項

積立型の確定給付制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は410百万円であり、４年間で移換する予定です。なお、当連結会計年度末時点の未移換額304百万円は、未払金、長期未払金（固定負債の「その他」）に計上しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　3,285円81銭

２．１株当たり当期純利益　　196円61銭

１株当たり情報の基礎となる「１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」および「普通株式の期中平均株式数」は、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を控除しております。

（重要な後発事象に関する注記）

自己株式の取得および消却

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、および会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしました。

１．自己株式の取得および消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主の皆様への利益還元を行うためであります。

２．取得に係る事項の内容

(1) 取得の方法

投資一任方式による市場買付け

(2) 取得する株式の種類

普通株式

(3) 取得する株式の数

1,750,000株（上限）

(4) 株式取得価額の総額

7,000百万円（上限）

(5) 取得の期間

平成27年５月11日から平成27年９月10日まで

３．消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類

普通株式

(2) 消却する株式の数

1,500,000株

(3) 消却の方法

利益剰余金からの減額

(4) 消却予定日

平成27年９月16日

(5) 消却後発行済株式総数

45,100,000株

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位　百万円）

科目	金額		科目	金額	
（資産の部）			（負債の部）		
Ⅰ流動資産			Ⅰ流動負債		
1現金及び預金		39,185	1電子記録債務		187
2受取手形		1,412	2買掛金		5,909
3売掛金		17,593	3短期借入金		122
4有価証券		2,000	4未払金		1,634
5商品及び製品		2,005	5未払費用		1,818
6仕掛品		1,812	6未払法人税等		1,520
7原材料及び貯蔵品		2,691	7前受金		14
8前払費用		313	8預り金		87
9繰延税金資産		1,022	9賞与引当金		1,717
10その他		3,696	10役員賞与引当金		19
貸倒引当金		△51	11製品保証引当金		13
流動資産合計		71,682	12設備関係未払金		739
Ⅱ固定資産			13その他		142
1有形固定資産			流動負債合計		13,925
(1)建物		10,380	Ⅱ固定負債		
(2)構築物		1,012	1長期借入金		122
(3)機械及び装置		2,018	2退職給付引当金		718
(4)車両運搬具		1	3役員退職慰労引当金		7
(5)工具、器具及び備品		1,490	4資産除去債務		87
(6)土地		6,977	5その他		337
(7)建設仮勘定		492	固定負債合計		1,272
有形固定資産合計		22,372	負債合計		15,198
2無形固定資産			（純資産の部）		
(1)ソフトウェア		265	Ⅰ株主資本		
(2)その他		4	1資本金		14,640
無形固定資産合計		269	2資本剰余金		
3投資その他の資産			(1)資本準備金		15,207
(1)投資有価証券		10,808	資本剰余金合計		15,207
(2)関係会社株式		8,952	3利益剰余金		
(3)関係会社出資金		400	(1)利益準備金		1,640
(4)従業員に対する長期貸付金		6	(2)その他利益剰余金		
(5)関係会社長期貸付金		8,654	固定資産圧縮積立金	605	
(6)破産更生債権等		259	別途積立金	74,253	
(7)長期前払費用		351	繰越利益剰余金	20,734	95,593
(8)前払年金費用		1,309	利益剰余金合計		97,234
(9)繰延税金資産		115	4自己株式		△3,183
(10)長期預金		18,000	株主資本合計		123,899
(11)その他		257	Ⅱ評価・換算差額等		
貸倒引当金		△273	1その他有価証券評価差額金		3,877
投資その他の資産合計		48,842	評価・換算差額等合計		3,877
固定資産合計		71,484	Ⅲ新株予約権		191
			純資産合計		127,968
資産合計		143,166	負債純資産合計		143,166

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金	額
Ⅰ 売上高		61,827
Ⅱ 売上原価		35,634
売上総利益		26,192
Ⅲ 販売費及び一般管理費		16,933
営業利益		9,258
Ⅳ 営業外収益		
1 受取利息	172	
2 受取配当金	280	
3 為替差益	306	
4 助成金収入	133	
5 その他	248	1,141
Ⅴ 営業外費用		
1 休止固定資産減価償却費	8	
2 貸倒引当金繰入額	5	
3 支払補償費	7	
4 租税公課	4	
5 その他	9	34
経常利益		10,365
Ⅵ 特別利益		
1 退職給付制度改定益	622	
2 その他	0	622
Ⅶ 特別損失		
1 減損損失	437	
2 固定資産除却損	114	
3 その他	8	560
税引前当期純利益		10,427
法人税、住民税及び事業税	2,805	
法人税等調整額	441	3,246
当期純利益		7,180

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本						
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成26年４月１日期首残高	14,640	15,207	15,207	1,640	607	74,253	16,033
会計方針の変更による累積的影響額							129
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,640	15,207	15,207	1,640	607	74,253	16,163
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の積立					29		△29
固定資産圧縮積立金の取崩					△30		30
剰余金の配当							△2,610
当期純利益							7,180
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△1	－	4,571
平成27年３月31日期末残高	14,640	15,207	15,207	1,640	605	74,253	20,734

	株主資本			評価・換算差額等			
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金合計						
平成26年４月１日期首残高	92,534	△3,280	119,102	2,406	2,406	83	121,591
会計方針の変更による累積的影響額	129		129				129
会計方針の変更を反映した当期首残高	92,664	△3,280	119,232	2,406	2,406	83	121,721
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の積立	－		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩	－		－				－
剰余金の配当	△2,610		△2,610				△2,610
当期純利益	7,180		7,180				7,180
自己株式の取得		△2	△2				△2
自己株式の処分		99	99				99
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				1,471	1,471	108	1,579
事業年度中の変動額合計	4,570	96	4,667	1,471	1,471	108	6,246
平成27年３月31日期末残高	97,234	△3,183	123,899	3,877	3,877	191	127,968

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券

原価法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

２．たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の製品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 商品、原材料、仕掛品および貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の原材料および仕掛品については個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物および構築物が10年から50年、機械及び装置ならびに工具、器具及び備品が３年から８年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）および長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

４．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売済みプロセス機器製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づく無償修理費見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

① 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(ｲ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

② 執行役員の退職給付に備えるため、「執行役員報酬に関する内規」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、執行役員退職金制度は平成20年６月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同日までの在任期間に対応する退職金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、「役員退職金の取扱いに関する規程（内規）」に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労金制度は平成20年６月26日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、同制度廃止に伴う打切り支給対象者であります取締役に対して同総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金相当額を退任の時に支給することとしているため、その要支給額を計上しております。

６．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引等

ヘッジ対象……外貨建売上債権等

(3) ヘッジ方針

為替変動によるリスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引等については、実需の範囲内で実施しており、振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

７．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

８．追加情報

(1) 確定拠出年金制度への移行

当社は、平成26年４月１日に企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。本移行に伴う退職給付債務の減少による622百万円の特別利益を当事業年度に計上いたしました。

(2) 従業員持株ESOP信託

当社は、平成24年１月11日開催の取締役会決議により、当社の今後の成長を支える従業員の福利厚生制度を拡充するとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより従業員の勤労意欲・経営参画意識を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

① 取引の概要

本プランでは、当社が「東京応化社員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託は５年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

当社株式の取得・処分については、当社と本信託は一体であるとする会計処理をしております。

従って、本信託が所有する当社株式を含む資産および負債ならびに損益については貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

② 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前事業年度346百万円、当事業年度247百万円で、株主資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前事業年度179千株、当事業年度127千株、期中平均株式数は、前事業年度211千株、当事業年度151千株であり、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

（会計方針の変更に関する注記）

１．退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」といいます。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が200百万円減少し、利益剰余金が129百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

２．従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用しておりますが、同実務対応報告第20項に基づき、適用初年度の期首より前に締結された当社「従業員持株ESOP信託」に係る会計処理については、同実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続しております。

なお、これによる当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。

また、当事業年度の１株当たり純資産額および１株当たり当期純利益金額に与える影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	81,560百万円
２．関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	11,255百万円
短期金銭債務	592百万円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	30,116百万円
仕入高	2,080百万円
営業取引以外の取引高	317百万円

２．減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

（単位　百万円）

場　所	用　途	種　類	減損損失
神奈川県高座郡	遊休資産	建物、機械及び装置、工具、器具及び備品等	222
熊本県阿蘇市	遊休資産	建物、構築物、工具、器具及び備品	126
熊本県阿蘇市	遊休資産	建物、構築物、工具、器具及び備品、土地	76
熊本県阿蘇市	遊休資産	建物、構築物	12
合　計			437

当社は収支の把握を行っている管理会計上の事業区分にて資産のグルーピングを行っております。ただし、遊休資産（稼働率の低下により実質的遊休状態の資産も含みます。）については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。上記の資産については今後の使用の予定もなく遊休状態でありますので、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額437百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、売却見込価額または固定資産税評価額等に基づき算定し、土地以外の資産については処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断したため備忘価額をもって評価しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式(株)	1,776,486	840	51,300	1,726,026

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加　840株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少　51,300株

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
賞与引当金損金不算入	548百万円
たな卸資産評価損損金不算入	125百万円
未払事業税否認	156百万円
その他	215百万円
繰延税金資産合計	1,046百万円
繰延税金負債	
その他	△24百万円
繰延税金資産の純額	1,022百万円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
退職給付引当金損金不算入	1,526百万円
投資有価証券評価損	304百万円
貸倒引当金損金不算入	65百万円
減損損失	427百万円
助成金収入	82百万円
その他	196百万円
繰延税金資産小計	2,604百万円
評価性引当額	△616百万円
繰延税金資産合計	1,988百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△285百万円
その他有価証券評価差額金	△1,582百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△1,872百万円
繰延税金資産の純額	115百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.3%
（調整）	
試験研究費控除	△6.9%
税制改正の影響	2.4%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.3%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は90百万円減少し、法人税等調整額が253百万円、その他有価証券評価差額金が163百万円、それぞれ増加しております。

（退職給付に関する注記）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、主として積立型の確定給付制度および退職一時金制度を設けております。

当社は、平成26年４月１日に積立型の退職給付制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給します。

２．退職給付債務に関する事項

①　退職給付債務	△13,790百万円
②　年金資産	11,575百万円
③　退職給付信託	5,145百万円
④　未積立退職給付債務（①＋②＋③）	2,930百万円
⑤　未認識過去勤務費用	△2,243百万円
⑥　未認識数理計算上の差異	△95百万円
⑦　前払年金費用	1,309百万円
⑧　退職給付引当金（④＋⑤＋⑥－⑦）	△718百万円

（注）積立型の確定給付制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は410百万円であり、４年間で移換する予定です。なお、当事業年度末時点の未移換額304百万円は、未払金、長期未払金（固定負債の「その他」）に計上しております。

３．退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	512百万円
② 利息費用	198百万円
③ 期待運用収益	△351百万円
④ 過去勤務費用の費用処理額	△343百万円
⑤ 数理計算上の差異の費用処理額	92百万円
⑥ 退職給付費用（①＋②＋③＋④＋⑤）	108百万円
⑦ 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	△622百万円
⑧ その他	110百万円
合 計（⑥＋⑦＋⑧）	△403百万円

（注）「⑧その他」は、確定拠出年金への要拠出額であります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
② 割引率	主として1.50%
③ 期待運用収益率	
確定給付企業年金制度	3.25%
退職給付信託	0.50%
④ 過去勤務費用の額の処理年数	10年（発生した事業年度から償却）
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生の翌事業年度から償却）

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社および関連会社等

（単位　百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	TOKYO OHKA KOGYO AMERICA,INC.	(所有) 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	6,055	売掛金	2,366
子会社	台湾東應化股份有限公司	(所有) 直接 70%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売	10,867	売掛金	2,829
子会社	ＴＯＫ尖端材料株式会社	(所有) 直接 90%	当社製品の販売 役員の兼任 資金の援助	当社製品の販売	6,922	売掛金	2,079
				資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	9,000

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）１．製品の販売価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示して、価格交渉の上決定しております。

２．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間７年、貸付日より２年間据置き後５年間元金均等返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

３．取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　2,847円45銭

２．１株当たり当期純利益　　160円10銭

１株当たり情報の基礎となる「１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数」および「普通株式の期中平均株式数」は、従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を控除しております。

（重要な後発事象に関する注記）

自己株式の取得および消却

当社は、平成27年５月８日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、および会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしました。

１．自己株式の取得および消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主の皆様への利益還元を行うためであります。

２．取得に係る事項の内容

(1) 取得の方法

投資一任方式による市場買付け

(2) 取得する株式の種類

普通株式

(3) 取得する株式の数

1,750,000株（上限）

(4) 株式取得価額の総額

7,000百万円（上限）

(5) 取得の期間

平成27年５月11日から平成27年９月10日まで

３．消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類

普通株式

(2) 消却する株式の数

1,500,000株

(3) 消却の方法

利益剰余金からの減額

(4) 消却予定日

平成27年９月16日

(5) 消却後発行済株式総数

45,100,000株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

東京応化工業株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　中　康　宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東海林　雅　人	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東京応化工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

東京応化工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　中　康　宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東海林　雅　人	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東京応化工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針およびその他の注記）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項およびその他の注記）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

東京応化工業株式会社 監査役会

常勤監査役 田 澤 賢 二 ㊞

監 査 役 室 幸 夫 ㊞

監 査 役 新 保 誠 一 ㊞

監 査 役 米 田 克 巳 ㊞

（注） 監査役室 幸夫、監査役新保誠一および監査役米田克巳の各氏は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた製造設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、企業競争力の強化や収益の拡大に不可欠な諸施策を推進し持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用すべく、内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向30％以上の配当を継続的に実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

このような方針の下、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金30円　　総額1,350,050,220円

業績等諸般の事情を勘案するとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、前事業年度と比べ１株につき２円増配させていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は、平成26年12月にお支払いいたしました１株につき30円の中間配当金と合わせて、前事業年度と比べ１株につき８円増配の60円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月26日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の透明性をより高めるとともに、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員し、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	あくつ　いくお 阿久津　郁　夫 (昭和34年４月27日生)	昭和57年４月　当社入社 平成15年４月　当社製造技術部長 平成15年10月　当社先端材料開発二部長 平成19年４月　台湾東應化股份有限公司董事長兼総経理 平成21年６月　当社執行役員経営企画室長 平成22年６月　当社取締役兼常務執行役員経営企画室長 平成23年６月　当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長 現在に至る	13,300株
2	いわさき　こうぶん 岩　崎　光　文 (昭和24年４月８日生)	昭和52年４月　当社入社 平成５年10月　当社電子営業二部長 平成６年５月　OHKA AMERICA, INC.（現TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.）取締役 平成９年４月　当社東北営業所長 平成15年６月　当社執行役員電子営業二部長 平成16年６月　当社執行役員営業本部副本部長兼電子営業二部長 平成17年４月　当社執行役員営業本部長 平成18年６月　当社取締役兼執行役員営業本部長 平成22年６月　当社取締役兼常務執行役員営業本部長 平成24年６月　当社取締役兼専務執行役員営業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) TOK尖端材料株式会社 代表理事社長	5,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	こまの　ひろじ 駒野　博司 （昭和27年12月19日生）	昭和51年４月　当社入社 平成９年４月　当社先端材料開発二部長 平成12年６月　当社先端材料開発一部長 平成16年６月　当社執行役員開発本部副本部長 平成16年10月　当社執行役員開発本部副本部長兼開発企画室長 平成19年４月　当社執行役員（TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役社長） 平成23年６月　当社執行役員新事業開発室長 平成24年６月　当社取締役兼執行役員新事業開発室長 現在に至る	4,300株
4	さとう　はるとし 佐藤　晴俊 （昭和36年６月１日生）	昭和59年４月　当社入社 平成16年４月　当社品質保証部長 平成19年４月　当社先端材料開発二部長 平成20年４月　当社先端材料開発一部長 平成21年６月　当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発三部長 平成23年６月　当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発一部長 平成24年６月　当社取締役兼執行役員開発本部長 現在に至る	3,400株
5	みずき　くにお 水木　國雄 （昭和34年２月10日生）	昭和60年10月　当社入社 平成17年４月　当社総務部長 平成21年６月　当社執行役員管理本部副本部長兼総務部長 平成24年６月　当社執行役員総務本部長 平成25年６月　当社取締役兼執行役員総務本部長 現在に至る （重要な兼職の状況） オーカサービス株式会社 取締役	4,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	くりもと　ひろし 栗本弘嗣 (昭和22年８月26日生)	昭和45年４月　オイレス工業株式会社入社 平成11年６月　同社取締役 平成15年６月　同社取締役常務執行役員 平成18年６月　同社代表取締役取締役社長兼社長執行役員 平成23年６月　同社代表取締役取締役会長 平成26年６月　当社取締役（社外取締役）現在に至る オイレス工業株式会社 取締役相談役現在に至る (重要な兼職の状況) オイレス工業株式会社 取締役相談役	1,000株
7	※ とくたけ　のぶお 徳竹信生 (昭和36年４月２日生)	昭和59年４月　当社入社 平成15年10月　台湾東應化股份有限公司董事長兼総経理 平成19年４月　当社品質保証部長 平成21年６月　当社生産管理統括部長兼品質保証部長 平成25年６月　当社執行役員材料事業本部副本部長現在に至る (重要な兼職の状況) 長春應化（常熟）有限公司 董事長	1,179株
8	※ せきぐち　のりこ 関口典子 (昭和39年１月23日生)	昭和61年４月　マニュファクチャラーズ・ハノバー銀行（現JPモルガン・チェース銀行）入行 平成３年10月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成６年３月　公認会計士登録 平成10年２月　日本放送協会入局 平成13年12月　トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社 平成14年１月　公認会計士再登録 平成16年７月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成22年11月　関口公認会計士事務所 所長現在に至る 平成23年４月　独立行政法人国際協力機構契約監視委員現在に至る 平成23年７月　独立行政法人国際協力機構外部審査委員現在に至る 平成24年７月　税理士登録 (重要な兼職の状況) 関口公認会計士事務所 所長 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員	0株

（注）１．※印は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間の特別の利害関係について
(1) 岩崎光文氏は、当社子会社であるTOK尖端材料株式会社の代表理事社長を兼務しており、当社は同社に対して資金の貸付等を行っているとともに、当社と同社の間には製品の販売等の取引関係があります。また、当社と同社は、材料事業において競業関係にあります。
(2) 徳竹信生氏は、当社子会社である長春應化（常熟）有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社に対してライセンス等の取引を行っております。また、当社と同社は、材料事業において競業関係にあります。なお、同氏は、以下３のとおり、同社の董事長を退任される予定であります。
(3) その他の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
３．栗本弘嗣氏は、平成27年６月26日付をもって、オイレス工業株式会社の取締役を退任される予定であります。また、徳竹信生氏は、平成27年６月25日付をもって、当社子会社である長春應化（常熟）有限公司の董事長を退任される予定であります。
４．栗本弘嗣および関口典子の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、栗本弘嗣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、当社は、関口典子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であり、同氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。
５．社外取締役候補者の選任理由について
(1) 栗本弘嗣氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
(2) 関口典子氏は、公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験を有し、これらをもとに、複数の上場会社の不正経理に関する外部委員を務められるなど、内部統制にも精通されていることから、これまでに直接会社の経営に関与されたご経験はないものの、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
６．社外取締役との責任限定契約について
当社は、現行定款において、社外取締役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、栗本弘嗣氏と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は、当該契約を継続する予定であります。また、関口典子氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役室　幸夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ さいとう　ひろし 斎　藤　広　志 （昭和26年７月13日生）	昭和49年４月　三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社 平成10年５月　同社資金為替部長 平成12年４月　同社資産運用第２部長 平成14年５月　同社投資企画部長 平成14年６月　同社執行役員投資企画部長 平成16年３月　同社執行役員京都支店長 平成18年６月　三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役常務取締役 平成19年６月　株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 代表取締役専務取締役 株式会社三菱東京UFJ銀行 取締役（社外取締役） 平成23年６月　株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所 代表取締役取締役社長 平成24年６月　丸全昭和運輸株式会社 監査役（社外監査役） 現在に至る 平成26年６月　株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所 顧問 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所 顧問 丸全昭和運輸株式会社 監査役（社外監査役）	0株

（注）１．※印は、新任の候補者であります。

２．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．斎藤広志氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であり、同氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。

４．社外監査役候補者の選任理由について

斎藤広志氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、客観的かつ中立的な視点からの経営監視に寄与していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

５．社外監査役との責任限定契約について

当社は、現行定款において、社外監査役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、斎藤広志氏の選任が承認された場合、当該契約を締結する予定であります。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第４号議案　当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成24年６月27日開催の第82回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を継続することにつき、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛成によりご承認いただきましたが、本対応方針の有効期間が本総会終結の時までであることから、本対応方針の有効期間満了を迎えるにあたり、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました。その結果、平成27年５月21日開催の取締役会（以下、「本取締役会」といいます。）において、以下＜本対応方針を継続する必要性＞に記載のとおり、本対応方針を一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することを決定いたしました。

本議案は、本対応方針の継続についてご承認をお願いするものであります。

本総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛成によりご承認いただいた場合、本対応方針の有効期間は、本総会終結の時から平成30年の当社定時株主総会の終結の時までとなります。

本対応方針の継続につきましては、本取締役会において社外取締役１名を含む全取締役の賛成により決定されたものであり、社外監査役３名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、これに賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針は、当社株式等の大規模な買付行為について、株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのものであり、当該買付行為そのものを阻止することを目的とするものではありません。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模な買付行為を行う旨の提案を受けている事実はございません。

本対応方針等の主要な変更点は、以下のとおりであり、また、本対応方針の内容は、64頁から74頁までに記載のとおりであります。

① 対抗措置の内容を新株予約権の無償割当てによる方法に限定いたしました。
② 取締役会評価期間を延長できる旨を削除し、最長60日または90日に限定いたしました。
③ 当社取締役会が大規模買付者に対して求める大規模買付情報の内容を一部修正・明確化いたしました。
④ 中期計画による企業価値向上の取組みに関する記載を変更いたしました。
⑤ その他、本対応方針をより分かりやすいものとするよう、字句の整備、表現等の変更を行いました。

＜本対応方針を継続する必要性＞

当社は、本対応方針の有効期間満了を迎えるにあたり、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、継続の是非も含めてそのあり方について多面的・総合的に検討を重ねてまいりました。当社は、エレクトロニクス市場の最先端分野に身を置いており、急速な技術革新に対応し、多様な顧客ニーズに的確に応えていくためには、短期的・濫用的な当社株式等の大規模な買付行為を企図する者に対して牽制力を備えつつ、中長期的視点に基づく戦略的な意思決定を継続していくことが、企業価値向上の観点から重要であると考えております。また、当社は、前回、本対応方針の継続に

ご賛同いただいた平成24年６月以降、着実に利益改善を進めることにより、過去最高益を更新することができましたが、これには、会社支配権に影響を与える当社株式等の大規模な買付行為に関して一定の情報提供ルールを設けたことにより、経営陣が企業価値向上のための経営に集中できたことも、寄与したものと考えております。

このような状況を踏まえ、本総会において、本対応方針の継続をご提案させていただくことといたしました。

１．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、長年にわたり国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダー（利害関係者）と良好な信頼関係を築き上げてきたほか、独自に開発した新技術と蓄積した技術資源をダイナミックに組み合わせることにより当社のコア技術である微細加工技術を進化させるなど、当社の事業特性を十分に活かした経営を行うことで、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させてまいりました。とりわけ、エレクトロニクス市場の最先端分野において事業活動を展開する当社にとって、顧客等のニーズをいち早く先取りし、新技術・新製品に対する研究開発、卓越した高品質保持のための投資を行うなど、ステークホルダーとの信頼関係や専門的な技術知見に裏打ちされた形で中長期的な視点に基づく経営・事業方針を決定することが当社株主共同の利益および当社企業価値を最大化するうえで必要不可欠になると考えております。

当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

当社取締役会は、当該買付行為に際し、当社株式等を売却するか否かは、最終的には、当社株式等を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、また、大規模な買付行為であっても、当社株主共同の利益および当社企業価値に資するものであれば、これを否定するものではありませんが、当社の事業特性を十分に理解することなく当社の企業価値を向上させることは困難ですので、株主の皆様が当該買付行為を評価する際、当該買付行為を行い、または行おうとする者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締

役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された者としての責務であると考えております。

２．会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 経営理念と企業価値の源泉

当社は、昭和15年の創業以来、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」を経営理念として掲げ、ユーザーが満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。そして、この精神は現在も変わることなく受け継がれ、当社事業活動の根幹を形成しております。

当社におけるものづくりの歴史は、フォトリソグラフィによる独自の微細加工技術を基盤として、半導体、液晶ディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場において確固たる信頼とブランドを築き上げるとともに、ユーザーに密着したグローバル展開を図ることで、新たなニーズをいち早く取り込むことにより、微細加工技術のさらなる進化を実現してまいりました。長年にわたり培ってきた、この有機的な連鎖こそが当社企業価値の源泉であると考えております。

(2)「tok中期計画2015」における企業価値向上の取組み

平成28年３月期を最終年度とする３カ年の中期計画「tok中期計画2015」では、「高付加価値製品による感動（満足できる性能、コスト、品質）を通じて、世界で信頼される企業グループを目指す。」という経営ビジョンの下、「①各地域ユーザーに対する密着戦略」、「②事業ポートフォリオの変革」および「③グローバル人材の開発」を全社戦略に掲げております。本中期計画の諸施策をグループ一丸となり着実に遂行していくことにより、過去最高益の更新を目指すとともに、持続的成長の基礎となる事業基盤の強化を図っております。

① 各地域ユーザーに対する密着戦略

ワールドワイドに市場の成長性を見極めたうえで、有望市場にあっては選択的かつ積極的な投資を実施し、各地域ユーザーに対する密着戦略を展開しております。この取組みの一環として、韓国において子会社を設立し、先端材料の開発から製造・販売までを一貫して行える体制の整備を完了させるなど、アジア地域においてユーザーのニーズに即した投資を重点的に行っております。今後も継続してこの密着戦略を推進し、ユーザーとの緊密なコミュニケーションを通じて、より多くのニーズを迅速かつ適切に掘り起こし、これまで以上にユーザーにご満足いただける製品、サービスを提供できる体制を構築してまいります。

② 事業ポートフォリオの変革

既存事業の深耕・拡大を通じた高付加価値製品比率の引上げとともに、新規事業の早期立上げにより、収益性の高い事業ポートフォリオへの変革を図っております。とりわけ、新規事業の創出は、将来にわ

たる持続的成長を実現するために極めて重要な経営課題と位置づけており、今後の市場拡大が期待される「再生可能エネルギー」、「オプトエレクトロニクス」、「蓄電材料」等の広範な新規事業領域に対して、人材、設備等の経営資源を大胆かつ効果的に投入するとともに、M&A（合併・買収）も含めた他企業とのアライアンスも視野に入れ、新たな事業の柱となる製品の開発に取り組んでおります。

③　グローバル人材の開発

グローバルに活躍できる人材を創出・育成するためのプログラムを新たに策定し実行しております。また、今後ますます事業のグローバル化が進む中で、当社の人材がその変化に柔軟に対応できる集団に進化し続けるよう、外部人材の導入、外国人や女性の登用等、様々な観点から人材の多様化（ダイバーシティ）も進めております。

(3) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくために、経営の透明性、健全性および効率性の確保に資するコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけております。

こうした考えの下、経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しているほか、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を２年から１年に短縮しております。また、取締役会の透明性を高めるとともに、さらなる監督機能の強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を１名選任しておりますが、本総会において独立性を有する社外取締役を２名選任する議案を付議いたします。取締役の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与に加えて、業績および企業価値向上ひいては株価向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とした、中長期の株価連動報酬であるストックオプション（通常型ストックオプション、株式報酬型ストックオプション）で構成しております。加えて、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みや存在感を増す海外子会社の経営管理の強化、コンプライアンス体制の整備といったグループ内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

(4) 株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた製造設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、企業競争力の強化や収益の拡大に不可欠な諸施策を推進し持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用すべく、内部留保の確保に意を用いる一方、現在の水準を考慮しつつ連結配当性向30%以上の配当を継続的に実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

３．会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

当社取締役会は、上記「１．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」に記載のとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、これに反する者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。当社取締役会は、このような不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、本対応方針を策定し、当該買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールとは、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるというものです。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができるものといたします。

大規模買付ルールの内容は、以下のとおりであります。

(1) 対象となる大規模買付行為

本対応方針は、以下のいずれかに該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付者は、あらかじめ本対応方針に定められる手続きに従わなければならないものとします。

① 当社が発行者である株式等（注１）について、保有者（注２）の株式等保有割合（注３）が20%以上となる買付けまたはこれに類似する行為

② 当社が発行者である株式等（注４）について、公開買付け（注５）に係る株式等の株式等所有割合（注６）およびその特別関係者（注７）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（注）１．金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用され

る法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2．金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「保有者」をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3．金融商品取引法第27条の23第４項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4．金融商品取引法第27条の２第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下②および74頁に記載の別紙「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」(注)３.において同じとします。

5．金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。

6．金融商品取引法第27条の２第８項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7．金融商品取引法第27条の２第７項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および当社取締役会の検討・評価のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）をご提供いただきます。

大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を実施しようとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を実施する旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。

意向表明書には、「①大規模買付者の名称および住所」、「②設立準拠法」、「③代表者の氏名」、「④国内連絡先」、「⑤提案する大規模買付行為の概要」、「⑥大規模買付者が現に保有する当社株式等の数および今後取得予定の当社株式等の数」、ならびに「⑦大規模買付ルールに従う旨の誓約」を日本語で記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後５営業日以内に、当初提供いただくべき大規模買付情報のリストを日本語で作成し、大規模買付者に交付いたします。また、当社は、大規模買付者から大規模買付情報を提供いただいた場合、速やかにこれを特別委員会に送付いたします。当初提供いただいた情報のみでは株主の皆様のご判断および当社取締役会の検討・評価のために不十分であると当社取締役会および特別委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。その場合には、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付者から追加の情報を提供していただくための合理的な期間（追加の大規模買付情報のリストを交付した時点を起算日として最長60日間とします。）を定めることといたします。

大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のため、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者（注８）、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）
② 大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付対価の種類・金額、買付けの時期、買付資金の裏付け、既に保有する当社株式等に関する担保設定状況、当社の資産または今後取得する当社株式等に関する担保設定予定、時期、取引の仕組み等を含みます。）
③ 大規模買付価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為その他一連の取引によるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡が存する場合にはその内容および当該第三者の概要
⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、資本構成、調達方法および関連する取引の内容等を含みます。）
⑥ 大規模買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、相手方および担保契約等の対象となっている当社株式等の数量等、当該担保契約等の具体的内容
⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株式等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等または合意の種類、相手方ならびに担保契約等または合意の対象となっている当社株式等の数量等、当該担保契約等または合意の具体的内容
⑧ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
⑨ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
⑩ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他のステークホルダー（利害関係者）と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
⑪ その他、当社取締役会または特別委員会が必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

（注）８．金融商品取引法第27条の23第５項に規定される「共同保有者」をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

(3) 当社取締役会による検討・評価

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には最長60日間が、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間が、当社取締役会における検討、評価、交渉、意見形成および必要に応じて代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて特別委員会または外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で、対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗することがあります。

当社取締役会が発動する対抗措置は、新株予約権の無償割当てとします。その概要につきましては、73頁から74頁までの別紙「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」に記載のとおりですが、新株予約権の取得の条件、新株予約権の行使期間および行使条件（大規模買付者およびそのグループは、当該新株予約権を行使できないものとするなど）その他の新株予約権の内容は、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提供されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものといたします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当し、結果として当社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損しかつ対抗措置の発動が相当と当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、対抗措置をとることが

あります。

(イ) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の買収を行っていると判断される場合（いわゆる、「グリーンメーラー」）

(ロ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式等の買収を行っていると判断される場合

(ハ) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式等の買収を行っていると判断される場合

(ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の買収を行っていると判断される場合

(ホ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

(5) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合であっても当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するおそれがあるため一定の対抗措置をとるべきか否かにつきましては、当社取締役会が最終的に判断を行いますが、当社取締役会による恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

特別委員会の委員は３名以上５名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から選任されるものとします。

なお、特別委員会に関する規程の概要につきましては、ご参考として75頁に記載の「特別委員会に関する規程の概要」を、また、本対応方針が株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合に選任を予定しております特別委員会の委員につきましては、ご参考として76頁から77頁までに記載の「特別委員会の委員およびその略歴」をそれぞれご参照ください。また、特別委員会が行った勧告、その判断の概要等につきましては、適時・適切に情報開示を行います。

(6) 対抗措置発動の手続き

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることといたします。

① 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問いたします。

② 特別委員会は、この諮問に基づき、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対応方針に従って対抗措置の発動の是非について判断し、当社取締役会に対して勧告を行います。

③ 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

④ 当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、当社取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数により決定することといたします。また、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値に与える影響等を検討するものといたします。

(7) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後または対抗措置を発動した後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の中止または発動の停止を行うものといたします。

(8) 株主および投資家の皆様に与える影響等

① 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものであるため、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断されるか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載した対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および東京証券取引所規則等に従って、適時・適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式１株につき１個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者およびそのグループにつきましては、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、対抗措置がとられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「(7) 対抗措置の中止または発動の停止」に記載のとおり当社取締役会が対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

③ 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受けることとなります。

また、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは必要ありません（ただし、当社が当該新株予約権の取

得の手続きをとらなかった場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。なお、その場合の払込金は１株当たり１円等の名目的金額となる予定です。)。

ただし、この場合、当社は、かかる株主の皆様に対し、別途、ご自身が大規模買付者でないことなどを誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うこととなった際に、法令および東京証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

(9) 本対応方針の有効期間、変更および廃止

本対応方針は、本総会における株主の皆様の承認を条件に発効するものとし、その有効期間は、本総会の終結の時から平成30年の当社定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本対応方針は廃止されます。

なお、当社取締役会は、法令改正、今後の司法判断の動向および東京証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直し等、適宜・適切な措置を講じてまいりたいと存じます。その際における本対応方針の変更は、都度当社株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うことといたします（法令改正もしくは東京証券取引所規則変更等による文言の変更といった軽微な変更につきましては、特別委員会の承認を得たうえで、当社取締役会にて本対応方針を修正することがあります。)。

(10) 本対応方針の合理性

① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める３原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

② 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されるものであること

本対応方針は、上記「３．会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針)」に記載のとおり、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されるものです。

③　株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続されるものです。また、上記「(9) 本対応方針の有効期間、変更および廃止」に記載のとおり、本総会においてご賛同いただいた後も、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本対応方針の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

④　独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、上記「(5) 特別委員会の設置」に記載のとおり、本対応方針の導入にあたり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑤　合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

本対応方針は、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥　デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記「(9) 本対応方針の有効期間、変更および廃止」に記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を１年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本対応方針の継続、本対応方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様の意思が反映できることとしているため、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（別紙）

新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

１．新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）１株につき１個の割合で、払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は１株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

３．株主に割り当てる新株予約権の総数

割当期日における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

４．新株予約権の払込金額

新株予約権の無償割当てを行うため、払込みを要しない。

５．各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は１株当たり１円以上で当社取締役会が定める額とする。

６．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

７．新株予約権の行使条件

「①特定大量保有者」（注１）、「②その共同保有者」（注２）、「③特定大量買付者」（注３）、「④その特別関係者」もしくは「⑤上記①から④までに記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者」、または「⑥上記①から⑤までに記載の者の関連者」（注４）は、新株予約権を行使することができないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

８．当社が当社普通株式を対価として新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社は、当社取締役会において定める取得日が到来したときに、新株予約権（ただし、上記「７．新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権を除く。）を取得し、これと引き換えに、新株予約権１個につき、別途調整がない限り当社普通株式１株を交付することができるなどの条件を付した取得条項を定める。なお、上記「７．新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使することができない者に対し、その者が有する新株予約権の対価として現金の交付を行わないものとする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

９．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社は、当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合その他当社取締役会において別途定める場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

10．新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、当社が無償で新株予約権を取得することができる事由および取得の条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

（注）１．「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者もしくは20%以上であると当社取締役会が認めた者をいう。

２．「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第５項に定義される者および同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。

３．「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株式等の買付け等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される買付け等をいう。以下本注において同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含む。）に係る株式等の株式等所有割合とその者の特別関係者の株式等所有割合とを合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

４．ある者の「関連者」とは、特別委員会の同意の下、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

（ご参考）

特別委員会に関する規程の概要

1．特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として設置される。

2．特別委員会の委員（以下、「委員」という。）は、３名以上５名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から当社取締役会が選任する。

3．特別委員会は、互選により委員長を定め、委員長は特別委員会の議長となる。

4．特別委員会は、委員長が招集するものとし、各委員は委員長に対して特別委員会の招集を請求することができる。

5．特別委員会の勧告決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行う。また、勧告決議が可否同数のときは、議長がこれを決する。

6．特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、本対応方針に従って、対抗措置発動の是非について判断し、当社取締役会に対し勧告を行う。また、特別委員会は、本対応方針に係る当社取締役会からの諮問に対して勧告を行う。勧告にあたっては、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するか否かの観点から判断するものとし、自己または当社取締役の利益を図ることを目的としてはならない。なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重する。

7．特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人または従業員に対し、情報の提供または特別委員会への出席を求めることができる。

8．特別委員会は、その判断が当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができるよう要請することができる。

特別委員会の委員およびその略歴

本対応方針が株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合に選任を予定しております特別委員会の委員およびその略歴は、次のとおりであります。

（五十音順）

氏名 （生年月日）	略歴
くりもと　ひろし 栗本弘嗣 （昭和22年８月26日生）	昭和45年４月　オイレス工業株式会社入社 平成11年６月　同社取締役 平成15年６月　同社取締役常務執行役員 平成18年６月　同社代表取締役取締役社長兼社長執行役員 平成23年６月　同社代表取締役取締役会長 平成26年６月　当社取締役（社外取締役） 現在に至る オイレス工業株式会社 取締役相談役 現在に至る
こすぎ　たけお 小杉丈夫 （昭和17年３月23日生）	昭和43年４月　大阪地方裁判所判事補 昭和49年５月　弁護士登録（東京弁護士会所属） 昭和49年６月　松尾法律事務所（現弁護士法人松尾綜合法律事務所）入所 現在に至る 平成21年６月　株式会社東芝 取締役（社外取締役）（平成26年６月まで） 平成22年６月　富士フイルムホールディングス株式会社 監査役（社外監査役） 現在に至る
せきぐち　のりこ 関口典子 （昭和39年１月23日生）	昭和61年４月　マニュファクチャラーズ・ハノバー銀行（現JPモルガン・チェース銀行）入行（昭和63年６月まで） 平成３年10月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所（平成10年１月まで） 平成６年３月　公認会計士登録 平成10年２月　日本放送協会入局（平成13年６月まで） 平成13年12月　トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社入社（平成16年６月まで） 平成14年１月　公認会計士再登録 平成16年７月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所（平成22年10月まで） 平成22年11月　関口公認会計士事務所 所長 現在に至る 平成23年４月　独立行政法人国際協力機構 契約監視委員 現在に至る 平成23年７月　独立行政法人国際協力機構 外部審査委員 現在に至る 平成24年７月　税理士登録

（注）１．栗本弘嗣氏は、平成27年６月26日付をもって、オイレス工業株式会社の取締役を退任される予定であります。
２．栗本弘嗣氏は、当社の社外取締役であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．関口典子氏は、当社の社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であり、本総会において同氏の社外取締役選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。
４．小杉丈夫氏および弁護士法人松尾綜合法律事務所と当社との間には、取引関係はありません。
５．関口典子氏および関口公認会計士事務所と当社との間には、取引関係はありません。
６．上記各氏と当社および当社取締役との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以　上

インターネット等による議決権の行使についてのご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、**平成27年６月24日（水曜日）の午後５時30分まで**にご行使くださいますようお願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ行うことができます（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止いたします。）。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。詳細につきましては、後記ヘルプデスクにお問い合わせください。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(注)「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

２．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）において、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金につきましても株主様のご負担とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話　0120-173-027（通話料無料）

受付時間　午前９時から午後９時まで

４．複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱いについて

(1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

５．議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　川崎市中原区中丸子150番地
当社本社　５階第一会議室
電話　(044)435-3000(代表)

下車駅　JR横須賀線・湘南新宿ライン
武蔵小杉駅〈新南改札〉徒歩約５分
JR南武線
武蔵小杉駅〈西口〉徒歩約11分、〈東口〉徒歩約12分
東急東横線・目黒線
武蔵小杉駅〈南口１〉徒歩約８分、〈正面口２〉徒歩約12分

※JR武蔵小杉駅新南改札、東口および東急武蔵小杉駅正面口２経由のルートは歩道が広いため、歩きやすくなっております。

